

鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第五百四十三号

示

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

- ◆告 示
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 米飯提供業者の登録
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 道路交通法による聴聞の実施
- 収用委員会の審理の開催

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

**鳥取県告示第五百四十四号**  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所登録の記号番号 登録の年月日

氏名住 小山 幹人 鳥取市瓦町九番地 鳥医一一五六 昭和四十年十月二十一日

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

## 鳥取県告示第五百四十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
日振第五八号	昭四〇、一〇、一一	青戸 光男	青戸商店	日野郡日野町黒坂一、四五〇の九	住所に同じ。
鳥振第二四四号	"	一五 中西 能明	なつめ	鳥取市藪片原町三九の二	"
"	二四五号	森坂千代子	鳥取会館	川端三丁目三八	"

## 鳥取県告示第五百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカツスル予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対し検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及びニューカツスル病予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 結核病検査及びブルセラ病検査
  - 1 牛の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
  - 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
 

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
  - 3 ひな白痢検査及びニューカツスル予防注射
 

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
- 4 實施の期日別表のとおり
- 5 検査、注射及び投薬の方法
  - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

別表

- |                 |            |                    |                    |
|-----------------|------------|--------------------|--------------------|
| 6               | 4          | 3                  | 2                  |
| 5               | ひな白痢検査     | ブルセラ病検査            | ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法 |
| ニユーカツスル病予防注射    | ひな白痢急速凝集反応 | ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法 |                    |
| ニユーカツスル病予防液皮下注射 |            |                    |                    |
| 肝てつ駆除のための投薬     |            |                    |                    |
| ビチオノール製剤投与      |            |                    |                    |

十一月	十日	大山町 佐摩、坊領検診場
	十一日	" 明間、豊房 "
	十二日	" 名和町 名和 "
	十五日	" 大山町 赤松、中楨原 "
	十六日	" 国信、福尾 "
	十七日	" 西成、吉原、袋原、大万 "
	十日	江府町 日野町 上賀、中賀、黒坂、濁谷、高尾 "
	十三日	江府町 江尾、久連、佐川、柿原 "
	二十四日	宮市、宮市原、御机、美用 "
	二十五日	栗尾、小原、杉谷、具田 "
	二十六日	溝口町 宮原、谷川、白水、根雨原 "
	二十七日	江府町 池の内、尾の上原、日の詰 "
	二十九日	溝口町 中祖、古市、父原 "
	三十日	間池、二部、三部 "
	十一日	日南町 大菅、戸波 "
	十二日	上阿毘縁 "
	十三日	大原、新山 "
	十五日	新屋、萩原、滑 "
	十六日	多里、中萩 "
	二十二日	折渡、下栗谷、宝谷 "
	二十三日	印賀、中津合 "
	二十五日	下花口、上花口 "

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十一月二日

- 一 聽聞の期日及び場所  
昭和四十年十一月十一日 午前九時から

米子市糀町 米子警察署

## 二 聽聞当事者の住所及び氏名

1	西伯郡西伯町大字清水川二〇二	自動車等運転者 大塚 喜巳
2	倉吉市小鴨一、一九〇の一	自動車等運転者 西村 恒寿
3	倉吉市仲ノ町八一五	自動車等運転者 多田 弘
4	西伯郡大山町国信九三二	自動車等運転者 提島 孝徳
5	日野郡溝口町大江六〇	自動車等運転者 下村 哲夫
6	西伯郡西伯町絹屋二三四	自動車等運転者 持田 啓需
7	西伯郡伯仙町尾高一、四二七	自動車等運転者 下本 保
8	倉吉市駄経寺 ますみ荘	自動車等運転者 植田 忠士
9	西伯郡岸本町上細見一、五一九の一	自動車等運転者 国本 英孝
10	倉吉市栗尾一六一	自動車等運転者 福沢 政一

- 二十六日 " 東の原、神戸上 "  
二十七日 " 上石見、宗金 "  
市場 "

11	東伯郡東郷町北裡10丸	自動車等運転者	下田 弘美
12	米子市東倉吉町1丁目11	自動車等運転者	田中美恵子
13	米子市西三柳川町1丁目六八八の1	自動車等運転者	福井 晃一
14	米子市錦町1丁目1四三の四	自動車等運転者	菅森 岩夫
15	米子市吉谷11四九	自動車等運転者	木村 重雄
16	米子市花園町九	自動車等運転者	松下 忠夫
17	米子市祇園町1の五日11	自動車等運転者	門脇 金光
18	米子市中原10八の11	自動車等運転者	椿原孝太郎
19	米子市中島四〇三の11	自動車等運転者	赤木 薫
20	米子市内町1五五	自動車等運転者	小松原茂己
21	米子市糸崎町1丁目11八	自動車等運転者	柳沢 栄藏
22	境港市渡町11区九11へ611	自動車等運転者	鞍口 一郎
23	米子市富浦町1丁目11八	自動車等運転者	森脇 健

公 告

一般国道9号線東鳥取国道改築工事及び県市町村道路取付工事用地の収用にかかる裁決申請についての収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和40年11月2日

鳥取県収用委員会 会長 若木 礼

- 1 日時 昭和40年11月4日 午前11時から
- 2 場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県議会議事堂第4委員会室